

平成16年9月16日(4)

開議 11時10分

○議長 楠本賢治君

おはようございます。

只今の出席議員は16名で定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第54号から日程第16 議案第69号までを一括議題といたします。  
各常任委員長から、付託案件に対する審査の経過並びに結果を、ご報告願います。

初めに、文教厚生委員長。

○11番 山本章一郎君

文教厚生委員会に付託されました議案の審議の経過並びに結果を報告いたします。

文教厚生委員会は9月13日、全委員出席のもと、付託案件は議案第62号1件だけでございました。

議案第62号は、平成16年度豊前市一般会計補正予算であります。主なものは、大村小学校講師賃金232万8000円、山田小学校での学童保育開設のための352万5000円などであります。審査の結果は、全会一致で可決でありました。

以上、報告を終わります。

○議長 楠本賢治君

次に、産業建設委員長。

○6番 渡邊 一君

産業建設委員会は、9月14日、火曜日、全員ご出席を頂いて開会いたしました。

当委員会に付託された議案第56号、57号は、いずれも全会一致で賛成でございます。

議案第60号 豊前市道路線の認定についてであります。2本認定路線がありまして内5288については、工業用水の決算との関係もありますので、いろいろ今後の予算執行についての意見を、執行部とたたかわせました。2線とも認定することに決しましたが、5288については、いろいろ意見があったところであります。

議案第61号は、全会一致で決しました。

それから、議案第62号 平成16年度豊前市一般会計補正予算(第1号) であります。当委員会に所管する部分の補正予算については、全会一致で可決であります。

議案第63号 専決処分について(平成16年度豊前市水道事業会計補正予算第1号)も全会一致で可決であります。

議案第64号 平成15年度豊前市水道事業会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数で議決いたしました。

議案第65号 平成15年度豊前市東部地区工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、この決算の認定については、いろいろ議論がありました。ちょうど同じ議会に公営企業会計決算審査意見書を頂いておりますが、その意見書の中でも、この決算について

は不適切な執行と言わざるを得ない。今後は十分留意して執行することというご意見を頂いております。そのことについて、いろいろ議論がありまして、これは、しっかり、もう1回審査しないと、大きく言えばドイツとの国際問題にもつながるし、工業用水の今後の運営についても、大きな影響を与えるということで、全会一致で継続審議であります。

議案第66号、67号は、いずれも全会一致で採択であります。

以上、決しましたので、ご報告いたします。

○議長 楠本賢治君

次に、総務委員長。

○14番 尾家啓介君

総務委員会のご報告をいたします。9月15日、10時から委員全員出席して総務委員会を開催いたしました。総務委員会に付託されました議案を逐次、報告いたします。

議案第54号 豊前市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、築上中部、北校跡地利用に関する審議会を設置する案件であります。この審議会の決定事項が、議会の議決を要する案件が多いということで、執行部側が用意しました審議会規則の中では、審議会委員15名、市議会議員3名以内としておりましたのを、委員17名以内、市議会議員5名以内と修正して頂くことにして全員一致で可決いたしました。

議案第55号は、豊前市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定であります。これは担当職員の説明をよく聞きまして、全員一致で可決いたしました。

議案第58号 指定金融機関の指定についての議決内容の一部変更についてであります。これは指定金融機関が合併することによる社名の変更ですので、全員一致で可決いたしました。

議案第59号 字の区域の変更について、土地改良法による土地改良事業を実施することにより、字の区域の変更が必要のための変更ですので、全員一致で可決いたしました。

議案第62号 平成16年度豊前市一般会計補正予算(第1号)歳入は、地方交付税4631万9000円、国庫支出金4360万3000円、県支出金1379万7000円、繰入金27万5000円、繰越金5697万4000円、諸収入150万円、合計1億6246万8000円であります。

歳出は、総務委員会にかかるものとして、総務費、財産管理費、原材料費が、旧上川底小学校の補修原材料費200万円、消防費退職報償金の負担金が46万5000円、消防車庫の整備事業費が180万円、消防車の新規購入、千束7分団分が850万円、慎重審議の結果、全員一致で可決いたしました。以上でございます。

○議長 楠本賢治君

なお、合併問題調査特別委員会については、全議員による構成のため、委員長報告を省略いたします。以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の方はありますか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終わります。

討論に入ります。討論の方はありませんか。宮田議員。

○8番 宮田精一君

私は、議案第64号に反対の立場から討論いたします。私は、この議案に関係する当初予算に制度的問題点を指摘して反対しております。その予算が執行された決算については認定できませんので、この議案に反対いたします。

○議長 楠本賢治君

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

日程第1 議案第54号から日程第9 議案第62号まで9件を一括採決いたします。それぞれの案件につきましての委員長報告は、いずれも可決であります。本案9件を委員長報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案9件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号 専決処分承認の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。

本件を委員長報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第64号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は認定であります。

本決算を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって本決算の認定の件は可決されました。

日程第12 議案第65号を採決いたします。

本決算の認定の件について委員長報告は継続審査であります

本決算認定を委員長報告のとおり、継続審査に付することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって本決算認定の件は継続審査となりました。

日程第13 議案第66号及び日程第14 議案第67号の2件を一括採決いたします。

それぞれの案件につきましての委員長報告は、いずれも可決であります。

本案2件を委員長報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案2件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第68号及び日程第16 議案第69号を議題といたします。  
本案2件については、委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり、本案2件については、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。

合併問題の調査についても申し出のとおり、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって閉会中の継続審査にすることに決しました。

日程第17 意見書案第3号から日程第20 意見書案第6号までを一括議題といたします。関係常任委員長から審査の経過並びに結果の報告を願います。文教厚生委員長。

○11番 山本章一郎君

文教厚生委員会から、意見書案第4号について、審査の経過並びに結果をご報告いたします。

意見書案第4号は、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてであります。三位一体改革が叫ばれている中、義務教育費の国庫負担を堅持するよう求める意見であります。審査の結果は、全会一致で採択すべきと可決いたしました。終わります。

○議長 楠本賢治君

次に、産業建設委員長。

○6番 渡邊 一君

ご報告いたします。意見書案第5号 全会一致で可決であります。以上です。

○議長 楠本賢治君

次に、総務委員長。

○14番 尾家啓介君

総務委員会に付託されました人権侵害救済に関する法律の早期制定を求める意見書について、ご報告申し上げます。委員会の中では、意見書の中に個別事象がある、その個別事象を排除して頂きたいという意見がありました。提案者のご意向をお聞きしますと、このとおりに採決して頂きたいという希望がありました。委員の中では賛成3人、継続2人ありますので、決をとりまして、賛成多数で採択ということになりました。

以上、報告いたします。

○議長 楠本賢治君

次に、意見書案第3号については、委員会付託省略のため委員長報告はありません。以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の方はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。宮田議員。

○8番 宮田精一君

私は、意見書案第3号及び意見書案第6号について、反対の立場から討論いたします。まず、意見書案第3号については、原文の記す以下の8項目については、ほぼ賛成できますが、国庫補助負担金改革の中に、福祉、教育等、国庫補助事業として堅持すべき事業が含まれています。国の地方財政削減が、昨年、今年と続いて、今後一層強まることが懸念されるために、このことを容認しないためにも、表題部の修正と全文の下から3番目の、よって以下の修正が必要だと考えました。そこで、事務局と修正について話し合いましたが、時期の問題、手続きの問題等で、この修正がかないませんでした。

こういった理由から、この意見書については反対いたします。

次に、意見書案第6号ですが、人権侵害については、憲法第14条で明確に差別を禁止しております。また、その他の法律でも対応できるわけで、新たな法律をつくる必要はないと考えます。こういった立場から、この意見書案に反対いたします。

○議長 楠本賢治君

次に、中村議員。

○7番 中村勇希君

私は、意見書案第6号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書について、反対の立場から討論をさせていただきます。共産党の宮田さんとは違った立場にありますが、私は保守本流として、文言の中に被差別部落の問題、それから、元ハンセン病患者に関する問題のみを付け加え、そして、この人権侵害の救済に関する法律の制定を要求するという点に関して、承服しかねるということでありまして、あくまでも全ての国民が持つ人権の問題であります。私は、全ての国民という文言を入れて頂きたい。そして被差別部落、元ハンセン病ということにこだわって欲しくないということを申し上げて反対させていただきます。

○議長 楠本賢治君

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わります。

これより採決に入ります。

日程第17 意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第18 意見書案第4号及び日程第19 意見書案第5号の2件を一括採決いたします。それぞれの案件につきましての委員長報告は、いずれも可決であります。

本案2件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案2件は原案のとおり可決されました。

日程第20 意見書案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

起立多数であります。よって意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第21 同意案第4号 豊前市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長、説明。

○市長 釜井健介君

同意案第4号は、豊前市監査委員の選任についてであります。識見を有する者のうちから選任した監査委員の任期が満了となるため、監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

選任する委員の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名 古野正巳 住所 豊前市大字下河内491番地

生年月日 昭和12年1月4日 67歳であります。

よろしくご同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 楠本賢治君

市長の説明が終わりました。

豊前市監査委員の選任については、只今、市長説明のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって市長説明のとおり同意することに決しました。

日程第22 同意案第5号 豊前市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長、説明。

○市長 釜井健介君

同意案第5号は、豊前市公平委員会委員の選任についてであります。

豊前市公平委員会委員1名の任期が満了となるため、公平委員として選任することについて、地方公務員法第9条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

選任する委員の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名 佐藤勝也 住所 豊前市大字今市101番地

生年月日 昭和12年9月11日 67歳であります。

よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長 楠本賢治君

市長の説明は終わりました。

豊前市公平委員会委員の選任については、只今、市長説明のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって市長説明のとおり同意することに決しました。

日程第23 同意案第6号 豊前市教育委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長、説明。

○市長 釜井健介君

同意案第6号は、豊前市教育委員会委員の任命についてであります。

豊前市教育委員会委員3名の任期が満了となるため、教育委員会委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

任命する委員の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名 尾家角夫 住所 豊前市大字清水226番地の1

生年月日 昭和11年7月30日 68歳

次に、氏名 森重高岑 住所 豊前市大字大村2143番地

生年月日 昭和17年12月2日 61歳

次に、氏名 木戸邦子 住所 豊前市大字中村1036番地の1

生年月日 昭和17年10月16日 61歳であります。

よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長 楠本賢治君

市長の説明は終わりました。

豊前市教育委員会委員の任命については、只今、市長説明のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって市長説明のとおり同意することに決しました。

日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長、説明。

○市長 釜井健介君

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について意見を求める案件であります。  
人権擁護委員2名の任期が満了となるため、候補者を推薦し、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものであります。

推薦する委員の氏名、住所、生年月日を申し上げます。

氏名 橋本四男美 住所 豊前市大字390番地

生年月日 昭和11年6月8日 68歳

次に、氏名 黒土英明 住所 豊前市大字荒堀702番地の2

生年月日 昭和22年7月29日 57歳であります。

よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長 楠本賢治君

市長の説明は終わりました。

諮問第1号については、只今、市長説明のとおり推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって市長説明のとおり推薦することに決しました。

日程第25 選挙第12号 豊前市選挙管理委員会委員の選挙を行ないます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

豊前市選挙管理委員会委員に

豊前市大字中川底258番地 岸垣 浩

豊前市大字塔田726番地 原田 昭

豊前市大字才尾300番地 江藤克己

豊前市大字四郎丸1721番地の1 上森幾久生

以上、4名を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました4名を、豊前市選挙委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)



ご異議なしと認めます。よって只今指名いたしました4名が当選されました。

日程第26 選挙第13号 豊前市選挙委員会委員補充員の選挙を行ないます。  
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

豊前市選挙管理委員会委員の補充員に

豊前市大字小石原438番地の1 桑名雅弘

豊前市大字大村1741番地 大貫璋泰

豊前市大字馬場820番地 矢鳴和樹

豊前市大字宇島73番地3 北村利治

以上、4名を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長において指名いたしました4名を、豊前市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって只今指名いたしました4名が当選されました。

お諮りいたします。

以上をもって、今定例会の会議に付議されました案件はすべて終了いたしました。

よって、平成16年第4回豊前市議会定例会は、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので許可します。市長。

○市長 釜井健介君

平成16年第4回定例市議会を閉会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。  
去る9月3日開会されました、このたびの定例市議会におきまして、議員各位には、今後の市政運営に必要な平成16年度の補正予算をはじめ、重要案件につきまして、本会議並びに各委員会を通じて慎重にご審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。お蔭をもちまして、今回の提出案件について、継続審議となりました一部議案を除

き、ご議決を頂き誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

ここに成立いたしました補正予算並びに条例等につきましては、その施策を推進し、市勢の一層の進展と、住民福祉の向上に寄与してまいりたいと存じます。なお、ご審議の中に議員各位から賜りましたご意見、ご注意等につきましては、十分心して市政運営に努力をいたしてまいる所存でございます。

議員各位には、さわやかな中秋の季節を迎え、何かとご多忙のことと存じますが、何卒ご健勝で市政運営に深いご理解と、なお一層のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長 楠本賢治君

お疲れでございました。

閉会 11時48分